未成年後見人選任の審判の申立てについて

１　概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合，所在不明となった場合，あるいは，親権喪失，親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に，家庭裁判所は，未成年者の親族等の申立てにより，未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は，未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間，原則として，親権者と同一の権利義務が認められており，未成年者の監護・教育を行うとともに，未成年者の法定代理人として，財産管理，契約等の法律行為を行います。

２　申立てをすることができる方

- 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- 未成年者の親族
- 利害関係人（児童相談所長や里親等）

３　申立先

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所

４　申立てに必要な費用

※　申立人に手続費用を用意していただくことになりますが，申立人が希望した場合には，申立手数料，送達・送付費用の全部又は一部について，未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

(1) 申立手数料

未成年者１人につき収入印紙 800 円分

(2) 連絡用の郵便切手：合計 3,200 円分

（500 円×2 枚，320 円×2 枚，100 円×6 枚，84 円×10 枚，10 円×10 枚，2 円×5 枚，1 円×10 枚）

５　申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

６　申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では，家庭裁判所調査官[1]などが，直接，申立人，未成年

[1] 家庭裁判所調査官は，心理学，社会学，教育学などの行動科学の知見等を活用し，家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

者及び未成年後見人候補者に会って，申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。

なお，申立てをした後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また，未成年後見人の選任に当たっては，家庭裁判所が，未成年者にとって最も適任であると判断した方を選任しますので，必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。

7　未成年後見制度についてのお問合せ先

○　未成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html

※　手続のご説明のほか，各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介しています。

○　法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（ＴＥＬ０５７０－０７８３７４）

https://www.houterasu.or.jp/

※　固定電話であれば，全国どこからでも３分８．５円（税別）で通話することができます。

※　ＩＰ電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

（別紙）

申立書類等チェックリスト

１　申立書類

□　未成年後見人選任申立書（未成年者が複数の場合には，「未成年後見人選任申立書の継続用紙」を使用してください。）

□　申立事情説明書（未成年者が複数の場合には，未成年者１人につき１通作成してください。）

□　親族関係図

□　未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）

□　財産目録（未成年者が複数の場合には，未成年者１人につき１通作成してください。）

□　相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）

□　収支予定表（未成年者が複数の場合には，未成年者１人につき１通作成してください。）

※　上記各書類の作成に当たり，Ａ４サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には，用紙を縦向きにし，かつ，左側に３センチメートル程度の余白を設けてください。

２　添付書類

※　未成年者が複数の場合でも，未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち，共通する書類は原本の１通で足ります。

※　審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。

※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

□　未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から３か月以内のもの）

□　未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から３か月以内のもの）

□　未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から３か月以内のもの）
（未成年後見人候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））

□　未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から３か月以内のもの）

□　未成年者の財産に関する資料

・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など

・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど

□　未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料

・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し，残高証明書など

・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

□　未成年者の収支に関する資料

・収入に関する資料の写し：年金決定通知書，給与明細書，奨学金受領書，家賃，地代等の領収書など

・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書，納税証明書，国民健康保険料の決定通知書など

□　親権を行う者がないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）

□　申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）

□　未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書４項に関する資料）

・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など

・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など

・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など

・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書，出納帳など

□　親族の意見書

未成年後見制度Ｑ＆Ａ

Ｑ　未成年後見人とは

Ａ　未成年者を保護するため，未成年者の財産を管理したり，身上の監護についての様々な行為をする人です。未成年後見人や親族等の利益を守るのではありません。未成年後見人は，誠実に後見事務を行い，家庭裁判所の指示に従わなければなりません。親族や利害関係人の考えに従うのではありません。家庭裁判所の指示に従わない場合，解任されることがあります。

　また，未成年後見人選任の目的となった事（保険金受領，遺産分割，不動産処分等）が完了した後も，未成年者が成人するまで仕事を続けます。未成年後見人自らの判断で辞めることはできず，正当な事由（未成年後見人が高齢や病気になった等）がある場合に限り，家庭裁判所の許可を得て辞任できます。

Ｑ　未成年後見人には，どういう人がなるのですか。

Ａ　未成年者の身上の監護，財産管理を適正に行える人を家庭裁判所が選びます。申立人が希望する人が必ずしも選ばれるとは限りません。未成年者の親族を選ぶ場合もあれば，弁護士や司法書士などの専門職を選ぶ場合もあります。未成年者の財産が数千万円にのぼる場合や，保険金の受領など多額の入金が予定される場合には，専門職を選んだり，専門職の後見等監督人を選ぶことがあります。また，親族の未成年後見人のほかに専門職の未成年後見人を選んで，財産管理の全部又は一部を分掌（分担）させることがあります。事情によっては，社会福祉法人などの法人を選ぶ場合もあります。

　このほか，信託銀行等との間で後見制度支援信託の契約を締結するために，専門職を選ぶ場合もあります。

Ｑ　後見制度支援信託・後見支援預金とは，どのようなものですか。

Ａ　後見制度支援信託は，未成年者の財産のうち，日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として未成年後見人が管理し，通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。信託財産は元本が保証され，預金保険制度の保護対象にもなります。

　財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては，原則として弁護士，司法書士等の専門職後見人が未成年者に代わって決めた上，家庭裁判所の指示を受けて，信託銀行等との間で信託契約を締結します。後見制度支援信託を利用すると，信託財産を払い戻したり，信託契約を解約したりするのにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

　また，後見支援預金とは，未成年の財産のうち，日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として未成年後見人が管理し，通常使用しない金銭は「後見支援預金」として家庭裁判所の発行する指示書に基づき別口座で管理する仕組みのことです。預け入れる場合も，出金する場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。

　「後見支援預金」は，最低預入の制限がなく，１円から利用可能な預金制度です。また，預金保険制度の保護対象になります。

　後見支援預金契約を締結する場合には，家庭裁判所において弁護士，司法書士等の専門職未成年後見

人が選任されることもあります。この場合，契約の締結先（銀行等）や預入額などについては，専門職未成年後見人が未成年者に代わって決めた上，家庭裁判所の指示を受けて，銀行等との間で契約を締結することになります。

Ｑ　申立ての取下げはできますか。

Ａ　一旦申立てをすると，未成年後見人選任審判がされる前であっても，家庭裁判所の許可を得なければ，申立てを取り下げることができませんので，注意してください。

なお，未成年後見人選任の審判がされた後は，申立てを取り下げることはできません。

Ｑ　未成年後見人に選任されたら，まず，何をしたらよいのですか。

Ａ　１か月以内に，財産目録，財産に関する資料，収支予定表を家庭裁判所に提出してください。

財産目録については，未成年者の資産（不動産，預貯金，保険金等），負債，収入（遺族年金等）がどのようなものがあるかを調査し，作成してください。

財産に関する資料は，不動産登記簿謄本，過去１年分の履歴と最新の残高が記帳された預金通帳のコピー，保険証書等のコピー等になります。

なお，これまで後見人以外の人が未成年者の財産を管理していた場合は，その人から速やかに預金通帳等を引き継いでください。

収支予定表は，未成年者の財産を把握したうえで，収入や教育費や税金など決まった支出を計上し，年間の収支予定表を作成してください。

Ｑ　銀行から後見人であることの証明書を見せるよう言われました。

Ａ　審判後に未成年者の戸籍に後見人の氏名等が記載されます。必要に応じて後見人の記載がある戸籍謄本の交付を受けて，取引相手等に提示してください。

Ｑ　未成年後見人に選任されたら，どのようなことに気をつければよいですか。

Ａ　未成年後見人は，未成年者に代わって，未成年者の財産を管理したり，未成年者の財産が不当に無くならないようにつとめなければなりません。後見人が未成年者の親族や親である場合でも，後見人となった以上，未成年者の財産はあくまで「他人の財産」であるという意識を持ち，未成年者の財産と他人（後見人や親族等を含む。）の財産とを混同しないでください。未成年者の財産か他人の財産か明らかでない場合は，家庭裁判所に相談してください。

また，未成年者の財産を，自己のために費消したり，不当に減少させたりすると，刑事罰を受けたり，損害賠償を請求されることがあります。自分が責任のある立場だということを自覚して，誠実に職務を遂行してください。

Ｑ　未成年者や後見人が転居しました。何かする必要がありますか。

Ａ　未成年者や後見人の転居，氏名の変更等，住民票や戸籍の記載に変更が生じた場合は，新しい住民票写しや戸籍謄本を家庭裁判所に提出してください。

Ｑ　後見監督とは，どのようなことをするのですか。

Ａ　未成年後見人の仕事が適正になされているかどうかを確認するため，家庭裁判所が未成年後見人に対して，定期的に報告を求めたり，調査を行うことです。そのため，未成年後見人は，普段から未成年者の財産状況や生活状況をきちんと把握しておいてください。

　また，後見監督の際には，未成年者等の収支に関する資料（例えば，預貯金通帳，請求書，領収書，金銭出納帳等）の提示が求められますので，日ごろから準備しておいてください。財産管理用のノートを作って，何かあれば記録しておくこともよいでしょう。

Ｑ　未成年者の財産はどのように管理したらよいのですか。

Ａ　未成年者の生活に必要な費用は，未成年者の財産の中から支出することになりますから，未成年者の財産に見合った支出を心掛けなければいけません。未成年者の収入・支出は，ある程度，見通しが立つでしょうから，予算をたて，計画的に支出するようにしてください。

　定期的な収入・支出は一つの口座で入金や自動引落がされるようにしておくと便利です。

　また，盗難・紛失のおそれがある現金での保管をせず，預貯金で管理してください。

Ｑ　未成年者名義の預金通帳の名義は，そのままにしておいてよいのですか。

Ａ　未成年者名義「〇〇〇〇」のままでもよいですし，例えば「未成年者〇〇〇〇後見人　△△△△」という名義にしても結構です。

　ただし，未成年後見人の名義「△△△△」にして，未成年者のものなのか，未成年後見人のものなのか分からないようにすることは，絶対にしてはいけません。

　また，預貯金口座が多数あると，家庭裁判所から報告を求められた際に全ての通帳の写しを提出しなければならないなど煩雑になりますので，特に必要がない限り，小口の預貯金は口座をまとめて（ペイオフには留意してください。），煩雑な預け替えは避けてください。

Ｑ　未成年者の生活に必要な費用は，未成年者の財産の中から支出してもよいのですか。

Ａ　もちろんです。未成年者にかかる費用を，未成年後見人が自腹で支払う必要はありません。未成年者の財産・収入に照らして相当と認められる範囲で，未成年者の生活費，教育費，食費，被服費，医療費，未成年者の小遣い等，未成年者自身の生活に必要な費用については，未成年者の財産から支出できます。ただし，後見監督等で報告を求める場合がありますので，領収書を保管するとか，金銭出納帳を付けて，何に使ったのかが分かるようにしておいてください。

未成年者の財産から支出してよいか分からない場合は，電話で結構ですので事前に家庭裁判所に相談してください。

Ｑ　後見人の職務を遂行するために必要な経費を，未成年者の財産から支出してもよいのですか。

Ａ　後見人の職務を遂行するために必要な経費（未成年者との連絡や金融機関に行くための交通費，収支を記録するための文具費等）や未成年者が負っている債務の弁済金は，未成年者の財産から支出できます。ただし，これも未成年者の財産・収入に照らして相当と認められる範囲に限られ，例えば高額なタクシー代等は認められません。未成年者の財産から支出してよいか分からない場合は，電話で結構ですので事前に家庭裁判所に相談してください。

Ｑ　未成年者の財産を処分してもよいのですか。

Ａ　財産を処分することは望ましいことではないという認識を持ったうえで，その必要が生じた場合には，後見人の責任で，未成年者に損害を与えないように，処分の必要性，他の安全な方法の有無，未成年者の財産の額等を検討して，必要最小限で行う必要があり，処分するべきかどうか判断できない場合には家庭裁判所に事前に相談してください。万一，未成年者に損害を与えた場合には，損害賠償責任を負う場合があります。

Ｑ　この度，私は妹の未成年後見人に選任されました。亡父の遺産分割をする必要がありますが，私が妹の代わりに遺産分割協議書に署名押印することはできますか。

Ａ　できません。できるとすると，妹（未成年者）の相続分を全部あなたのものにしてしまうことが，理論的に可能となり，妹（未成年者）にとって不利益になるからです。このように未成年者と未成年後見人の利益が相反する場合には，未成年者の代わりになる「特別代理人」を家庭裁判所で選任する手続が必要です。申立書の用紙は，各家庭裁判所の家事事件受付にあります。

また，きょうだいなど複数の未成年者について一人の未成年後見人が選任され未成年者同士が共同相続人である場合の遺産分割など，未成年後見人と未成年者との間で利害関係が生じる場合も，「特別代理人選任」の申立てをしなければいけません。

なお，遺産分割をする際，未成年者の利益を守るため，原則として法定相続分を確保してください。

Ｑ　後見人の報酬をもらうことはできますか。

Ａ　できます。ただし，後見人は，自らの判断で報酬を受けることはできず，家庭裁判所に「報酬付与の審判」の審判の申立てを行い，家庭裁判所が決定した額の報酬を未成年者の財産から受け取ることができます。報酬の前払はできませんので，例えば，毎年一定の時期，後見人を辞任するとき，後見終了時など，一定の職務を行った後に，請求してください。

Ｑ　未成年者の財産管理について，やってはいけないことはどのようなことですか。

Ａ　未成年者の利益にならないことや，未成年者の財産を危うくすることはしてはいけません。未成年後見人は，管理している未成年者の財産が，あくまでも他人の財産であることを十分自覚し，安全な管理に努めてください。以下のようなことはやっては絶対にいけません。

×　未成年者の財産を後見人自身のために使うこと

×　未成年者の財産を後見人自身が取得すること

× 未成年者の財産を他人（親族を含む。）のために使うこと
× 未成年者の財産を他人（親族を含む。）に貸すこと
× 未成年者の財産で投資（株購入，元本保証のない投資信託契約等）をすること
× 未成年者の財産を他人（親族を含む。）名義で預金すること
× 未成年者の財産を他者（親族を含む。）に贈与したり，寄付すること
× 未成年者の財産で後見人自身や他人（親族を含む。）の負債を返済すること

Ｑ　未成年後見人が不正な行為を行うと，どうなりますか。

Ａ　元の状態に戻していただきます。悪質な場合には，未成年後見人を解任されたり，また，損害賠償を請求されたり，業務上横領罪で刑事告発されることもあります（最高裁判所の判例もあります。）。責任のある立場だということを自覚してください。

Ｑ　私自身も高齢になりました。後見人を辞任することはできますか。

Ａ　後見人は，未成年者の保護のため，家庭裁判所から適任者と認められて選ばれたわけですから，後見人自らの判断で辞めることはできず，正当な事由（後見人が高齢や病気になった等）がある場合に限り，家庭裁判所の許可を得て，辞任することができます。辞任する場合，速やかに次の後見人を選ばなければならず，できる限り辞任の申立てと同時に後任の未成年後見人選任の審判の申立てをしてください。

Ｑ　未成年者が成人しました。どうしたらいいですか。

Ａ　後見人を①辞任したり，②解任されたり，③未成年者が成人したとき，未成年者が婚姻したとき又は養子縁組をしたときには，２か月以内に，管理していた財産の計算をし，家庭裁判所に報告しなければなりません。①，②の場合は，管理していた財産を新しい後見人に引き継ぎ，③の場合は未成年者本人に引き継がなければなりません。

ご注意ください！！

申立書の添付書類として，住民票写し，源泉徴収票などの提出を求めていますが，マイナンバー（個人番号）の記載は必要ありませんので，市役所等で取得する際には，マイナンバー（個人番号）の記載は不要である旨を申し出て，マイナンバー（個人番号）の記載のないものを取得してください。

提出書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は，マイナンバー（個人番号）をマスキング等により抹消したものの写しを提出してください。

岐阜県内の家庭裁判所の連絡先

【岐阜家庭裁判所】	〒500-8710　岐阜市美江寺町２－４－１ 岐阜家庭裁判所　後見係　　℡（058）262-5345
【大垣支部】	〒503-0888　大垣市丸の内１－２２ 岐阜家庭裁判所 大垣支部 後見係　　℡（0584）78-6352
【高山支部】	〒506-0009　高山市花岡町２－６３－３ 岐阜家庭裁判所 高山支部 後見係　　℡（0577）32-3310
【御嵩支部】	〒505-0116　可児郡御嵩町御嵩１１７７ 岐阜家庭裁判所 御嵩支部 後見係　　℡（0574）67-3111（代表）
【多治見支部】	〒507-0023　多治見市小田町１－２２－１ 岐阜家庭裁判所 多治見支部 後見係　　℡（0572）22-0937
【中津川出張所】	〒508-0045　中津川市かやの木町４－２ 岐阜家庭裁判所 中津川出張所 後見係　℡（0573）66-1530（代表）
【郡上出張所】	〒501-4213　郡上市八幡町殿町６３－２ 岐阜家庭裁判所 郡上出張所　℡（0575）65-2265（代表） （ただし，手続案内・申立ての受付のみ。受付後の手続は岐阜家庭裁判所で行います。）

※　不明な点があれば，お問い合わせください（電話で結構です。）。

申立後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

※　太わくの中だけ記載してください。
※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印	未成年後見人選任申立書
	※　収入印紙（申立費用）８００円分をここに貼ってください。 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。

収入印紙　円		準口頭		関連事件番号　　年（家　）第　　号
予納郵便切手　円				

家庭裁判所 支部・出張所　御中 令和　　年　　月　　日	申立人又は同手続 代理人の記名押印	印

申立人	住　所	〒　　－ 電話　（　　）　携帯電話　（　　）	
	ふりがな 氏　名		□大正　□昭和　□平成　□令和 年　　月　　日 生 （　　歳）
	未成年者との関係	□ 本人　□ 直系尊属（父母・祖父母）　□ 兄弟姉妹 □ 父方親族（未成年者との関係：　　）□ 母方親族（未成年者との関係：　　） □ 未成年後見人　□ 未成年後見監督人　□ 児童相談所長 □ その他（　　）	
手続代理人	住　所 （事務所等）	〒　　－　※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。 電話　（　　）　ファクシミリ　（　　）	
	氏　名		
未成年者	本　籍 （国　籍）	都　道 府　県	
	住民票上の住所	□ 申立人と同じ 〒　　－ 電話　（　　）	
	実際に住んでいる場所	□ 住民票上の住所と同じ 〒　　－　※ 寮や施設の場合には，所在地，名称，連絡先を記載してください。 （　　方） 寮・施設名（　　）　電話　（　　）	
	ふりがな 氏　名		□平成　□令和 年　　月　　日 生 （　　歳）
	在校名又は職業	（　　年生）	

申　立　て　の　趣　旨
未成年後見人の選任を求める。

申　立　て　の　理　由

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

申立ての原因	申立ての動機（複数選択可）
□１　親権者の　□ 死亡　□ 所在不明	□ 未成年者の監護教育
□２　親権者の親権の　□ 喪失　□ 停止　□ 辞任	□ 入学　□ 就職　□ 就籍
□３　親権者の管理権の　□ 喪失　□ 辞任	□ 養子縁組・養子離縁
□４　未成年後見人の　□ 死亡　□ 所在不明 □ 辞任　□ 解任　□ 欠格	□ 訴訟　□ 遺産分割　□ 相続放棄
□５　父母の不分明	□ 亡親権者の債務の返済
□６　その他（　　）	□ 扶養料・退職金・保険金等の請求
申立ての原因が生じた年月日 平成・令和　　年　　月　　日	□ その他の財産の管理処分（　　） □ その他（　　）

※　上記申立ての原因及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

未成年後見人候補者		
	□ 家庭裁判所に一任　※　以下この欄の記載は不要 □ 申立人　※　申立人が候補者の場合には，本籍欄のみ記載 □ 申立人以外の〔 □ 以下に記載の者　□ 別紙★に記載の者 〕★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。	
本　籍 （国　籍）	都　道 府　県	
住　所	〒　　－ 電話　（　　）　携帯電話　（　　）	
ふりがな 氏　名		□昭和　□平成 年　　月　　日生 （　　歳）
未成年者との関係	□ 親　族：□ 直系尊属（父母・祖父母）　□ 兄弟姉妹 □ 父方親族（未成年者との関係：　　） □ 母方親族（未成年者との関係：　　） □ 親族外：（関係：　　）	

手続費用の上申
□　手続費用については，未成年者の負担とすることを希望する。 ※　申立手数料，送達・送付費用の全部又は一部について，未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	※　審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。 **※　個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。** □　未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書） □　未成年者の住民票又は戸籍附票 □　未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書） （未成年後見人候補者が法人の場合には，当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書）） □　未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票 □　未成年者の財産に関する資料 □　未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料 □　未成年者の収支に関する資料 □　親権を行う者がないことを証する資料 （親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等） □（利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料 □　未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書４項に関する資料）

未成年後見人選任申立書の継続用紙

きょうだいなど複数の未成年者について同時に申立てをする場合，未成年後見人選任申立書に記載した未成年者以外の未成年者について，この継続用紙を１人につき１通使用して，未成年者及び未成年後見人候補者の氏名，住所等を記載してください。

申立手数料は，未成年者１人につき８００円分の収入印紙が必要ですので，この継続用紙に記載した未成年者の申立手数料である収入印紙８００円分は，未成年後見人選任申立書の収入印紙欄に貼ってください。

※　該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

未成年者	本　籍 （国　籍）	□未成年後見人選任申立書１頁目記載の未成年者と同じ 都　道 府　県	
	住民票上の住所	□未成年後見人選任申立書１頁目記載の未成年者と同じ　□ 申立人と同じ 〒　　－ 電話　　（　　）	
	実際に住んでいる場所	□未成年後見人選任申立書１頁目記載の未成年者と同じ　□ 住民票上の住所と同じ 〒　　－　　**※ 寮や施設の場合には，所在地，名称，連絡先を記載してください。** （　　方） 寮・施設名（　　）　電話　（　　）	
	ふりがな 氏　名		□平成　□令和 年　　月　　日 生 （　　歳）
	在校名 又は職業	（　　年生）	

未成年後見人候補者	**□ 家庭裁判所に一任**　※ 以下この欄の記載は不要 **□ 未成年後見人選任申立書２頁目記載の未成年後見人候補者と同じ** **□ 申立人**　※ 申立人が候補者の場合には，本籍欄のみ記載 **□ 申立人以外の〔 □ 以下に記載の者　□ 別紙★に記載の者 〕**★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	本　籍 （国　籍）	都　道 府　県
	住　所	〒　　－ 電話　　（　　）　携帯電話　　（　　）
	ふりがな 氏　名	□昭和　□平成 年　　月　　日 生 （　　歳）
	未成年者との関係	□ 親　族：□ 直系尊属（父母・祖父母）　□ 兄弟姉妹 □ 父方親族（未成年者との関係：　　） □ 母方親族（未成年者との関係：　　） □ 親族外：（関係：　　）

申　立　事　情　説　明　書
（未成年者氏名＿＿＿＿＿＿＿）

※　申立人が記載してください。申立人が記載できないときは，未成年者の事情をよく理解している方が記載してください。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　　年　　月　　日

作成者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（作成者が申立人以外の場合は，未成年者との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

作成者（申立人を含む。）の住所
□　申立書の申立人欄記載のとおり
□　次のとおり
〒＿＿＿＿－＿＿＿＿
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　（　　）
（□携帯・□自宅・□勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　□ 電話してもよい・□ 支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【未成年者の生活状況等について】

１　未成年者の生活状況

(1)　未成年者と同居している方はいますか。
□　いる　※ 同居している方の氏名等を記載してください。
（氏名：＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿歳　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿歳　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿歳　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿歳　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿歳　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿）

□　いない（未成年者は，□ １人で暮らしている。　□ 寮などで共同生活をしている。
□ 施設に入所している。）

(2)　未成年者の住所（実際に住んでいる場所）の最寄りの公共交通機関（※　わかる範囲で記載してください。）

（電車）最寄りの駅：＿＿＿＿＿＿＿＿線＿＿＿＿＿＿＿＿駅

（バス）最寄りのバス停：＿＿＿＿＿＿バス（＿＿＿＿＿＿行き）＿＿＿＿＿＿下車

２　未成年者の生活歴（出生から現在までの学歴・職歴等）を記載してください。付加しておきたい事情がある場合には，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

年　月	出生，学歴，職歴等	年　月	学歴，職歴等
・	出生	・	
・	＿＿＿＿幼稚園・保育園を卒園	・	
・	＿＿＿＿小学校を卒業	・	
・	＿＿＿＿中学校を卒業	・	
・		・	

３　未成年者の健康状態

(1)　現在の健康状態はどうですか。

☐ 良好

☐ 治療中（傷病名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

☐ その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　これまでに，大きな病気やけがをしたことがありますか。

☐ なし　☐ あり（時期・傷病名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(3)　これまでに，医師から，発育上や健康上の問題を指摘されたことがありますか。

☐ なし　☐ あり（時期・指摘された問題の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

４　未成年者の身上監護・財産管理の状況

(1)　未成年者の身の回りの世話をしているのは主にどなたですか。

☐ 申立人　☐ その他（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿　未成年者との続柄：＿＿＿＿＿＿）

(2)　学校，職場等での様子で気になることはありますか（出欠の状況，担任，友人，同僚との関係等）。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　今後の進学・就職予定

□　進学予定あり

名　称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

時　期：令和　　年　　月頃に進学予定

□　就職予定あり

名　称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

時　期：令和　　年　　月頃に就職予定

□　未定

(4)　未成年者の財産を管理しているのは主にどなたですか。

□　申立人　□　未成年者

□　その他（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　未成年者との続柄：＿＿＿＿）

(5)　今後，未成年者が取得する予定の資産はありますか。

□　生命保険金　※　財産目録の「３　生命保険，損害保険等」欄に記載してください。

□　死亡退職金　※　財産目録の「６　債権（貸付金，損害賠償金など）」欄に記載してください。

□　遺産　　※　相続財産目録を作成してください。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　その他の資産の金額等は，未成年者の財産目録の該当欄に記載してください。

(6)　未成年者の身の回りの世話や財産管理について，特に気を付けた方がよいことなどがあれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【申立ての事情について】

１　未成年者の親権者から遺言で指定された未成年後見人はいますか。

※　親権者が亡くなっている場合のみ記載してください。

□　いない

□　いる(氏名:＿＿＿＿＿　住所:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　未成年者との続柄:＿＿＿)

□　不明

２　未成年者には，今回の手続をすることを知らせていますか。

※　未成年者が申立人の場合は記載不要です。

□　申立てをすることを説明しており，知っている。

⇒ 未成年後見人候補者についての未成年者の意見　□ 賛成　□ 反対　□ 不明

□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。

□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。

□　その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

３　未成年者の実父母・養父母

(1)　未成年者の実父母・養父母について氏名，状況等を記載してください。

※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

※「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各実父母・養父母の意見について，該当する部分の□にチェックを付してください。（亡くなった方又は音信不通の方については記載する必要はありません。「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

続柄	氏　　名	状　　況	意見
実父		□ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
実母		□ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明

未成年者に養父母が　□ いない　□ いる　※養父母の氏名等を記載してください。

続柄	氏　　名	状　　況	意見
養父		□ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明
養母		□ 死亡　□ 音信不通 □ 連絡先は以下のとおり 〒＿＿＿－＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 電話番号：＿＿＿（　　）＿＿＿	□ 賛成 □ 反対 □ 一任 □ 不明

(2)　(1)で挙げた方のうち，この申立てに反対の意見を示している方や意見が不明な方がいる場合には，その方の氏名及びその理由等を具体的に記載してください。

氏　　名	理由等

４　未成年者の父母以外の親族

未成年者の父母以外の親族（成年に達している方）のうち，未成年者に身近な方や関わりのある方（きょうだいや同居している方など）について，氏名，住所等を記載してください。

※　欄が不足する場合は，別紙★に記載してください。★Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。

※　「意見」欄には未成年後見人候補者に関する各記載の親族の意見について，該当する部分の□にチェックを付してください。（「一任」とは，家庭裁判所の判断に委ねることを指します。）

氏　　名	年齢	未成年者との関係	住　　所	意見
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明
			〒 □　未成年者と同居	□　賛成 □　反対 □　一任 □　不明

５　未成年後見人候補者がいる場合には，その方が未成年後見人にふさわしい理由を記載してください。また，家庭裁判所に一任する（家庭裁判所の判断に委ねる）場合には，その理由や事情（例：近隣に候補者となる親族がいないなど）を記載してください。

※　家庭裁判所の判断により，候補者以外の方を未成年後見人に選任する場合があります。

６　未成年者に申立ての事情等をお伺いする場合の留意点（未成年者に配慮すべき事項等）があれば記載してください。

【令和3年4月版】

親　族　関　係　図

※　申立人や未成年後見人候補者が未成年者と親族関係にある場合には，申立人や未成年後見人候補者について必ず記載してください。
※　未成年者のきょうだい，父母，祖父母，おじ，おばについては，わかる範囲で記載してください。
※　亡くなった方や父母の離婚は，記載例を参考に記載してください。

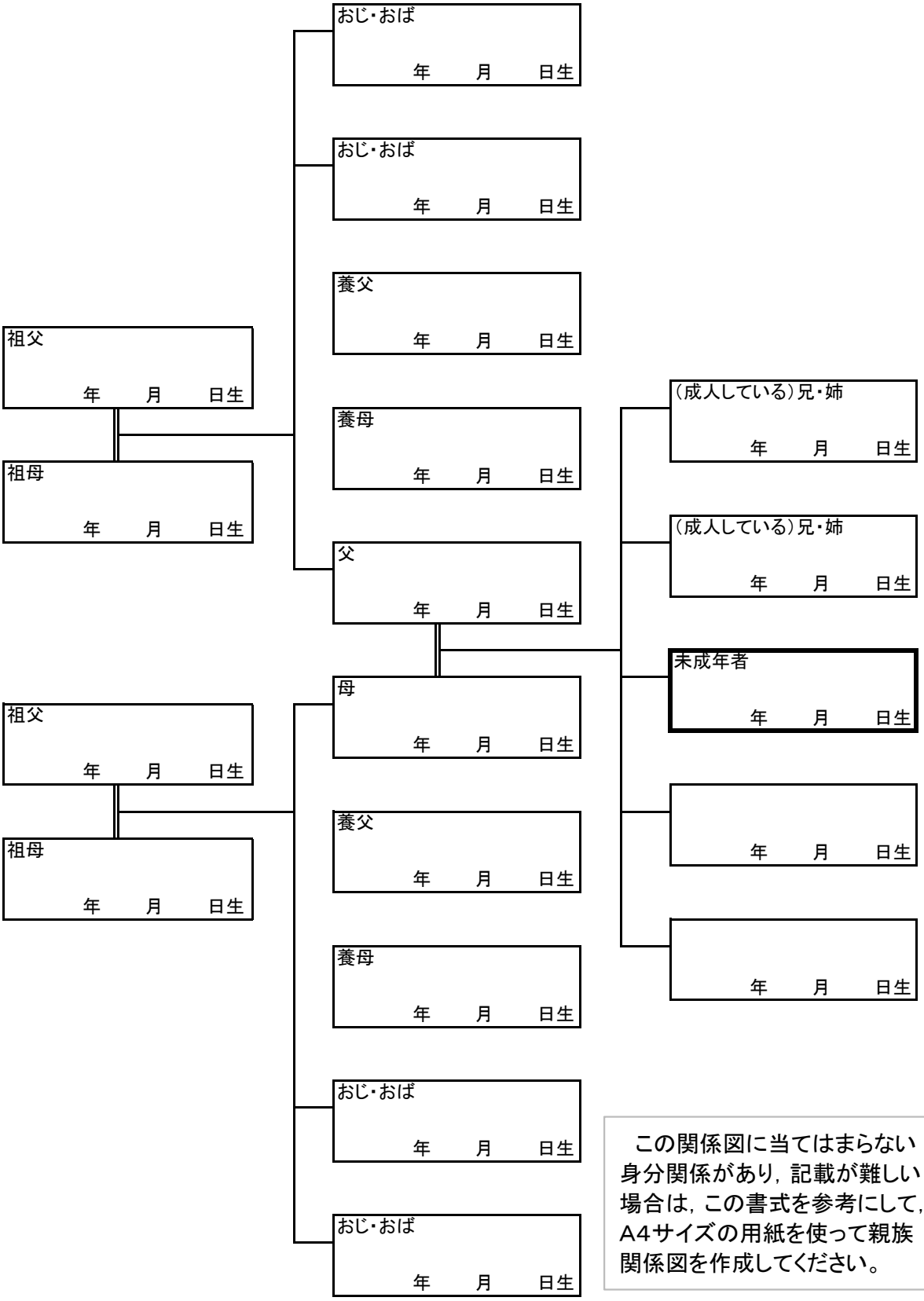

この関係図に当てはまらない身分関係があり，記載が難しい場合は，この書式を参考にして，A4サイズの用紙を使って親族関係図を作成してください。

未成年後見人候補者事情説明書
（未成年者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　候補者の方が記載してください。
※　候補者の方がいない場合には提出は不要です。
※　記入式の質問には，自由に記載してください。選択式の質問には，該当する部分の□にチェックを付してください。

令和　　年　　月　　日

候補者の氏名　　印

候補者の住所
□ 申立書の未成年後見人候補者欄記載のとおり
□ 次のとおり
〒＿＿＿－＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

裁判所からの電話での連絡について
平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話　　（　　）
（□ 携帯・□ 自宅・□ 勤務先）

・　裁判所名で電話することに支障がありますか。　□ 電話してもよい・□ 支障がある
・　裁判所から連絡するに当たり留意すべきこと（電話することに支障がある時間帯等）があれば記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　あなたの現在の生活状況，健康状態，経歴など（法人が候補者の場合には記載は不要です。）

(1)　職業
（職種：＿＿＿＿＿＿＿＿　勤務先名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2)　あなたと同居している方を記載してください。
□　同居者なし
□　同居者あり　※ 同居している方の氏名・年齢・あなたとの続柄を記載してください。
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿）
（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　年齢：＿＿＿　あなたとの続柄：＿＿＿＿＿）

(3)　収入等
収入（年収）（＿＿＿＿＿＿＿＿円）

資産
□ 不　動　産
□ 預　貯　金（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 有 価 証 券
□ そ　の　他（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
負債（借金）
□ 住宅ローン（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 自動車ローン（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ 消費者金融（＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）
□ そ　の　他（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿）（金額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

(4)　あなたとともに生計を立てている方がいる場合又はあなた以外の方の収入で生計を立てている場合には，その方の続柄と収入を記載してください。
あなたとの続柄（＿＿＿＿＿）・収入（年収）（＿＿＿＿＿＿＿円）

(5)　あなたの現在の健康状態（差し支えない範囲で記載してください。）
□ 健康体である。
□ 具合が悪い。（具体的な症状：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
□ 通院治療中である。
（傷病名：＿＿＿＿＿＿　通院の頻度：＿＿か月に＿＿回程度）

(6)　あなたの経歴（最終学歴・主な職歴）について記載してください（差し支えない範囲で記載してください。）。

年　月	経　　歴	年　月	経　　歴
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

２　あなたは，次のいずれかに該当しますか。
□　次の事項に該当する。
□　成年に達していない。
□　家庭裁判所で成年後見人，保佐人，補助人又は未成年後見人を解任されたことがある。
□　家庭裁判所で親権喪失，親権停止又は管理権喪失の審判を受けた親権者である。
□　破産手続開始決定を受けたが，免責許可決定を受けていないなどで復権していない。
□　現在，未成年者との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
□　あなたの〔□ 配偶者　□ 親　□ 子〕が，現在，未成年者との間で訴訟をしている又は過去に訴訟をした。
□　いずれにも該当しない。

３　あなたと未成年者との日常の交流状況（同居の有無，家計状況，交流の頻度）

(1)　未成年者との関係　☐ 未成年者の親族(続柄:＿＿＿＿)　☐ その他(＿＿＿＿＿＿＿)

(2)　未成年者との同居の有無

未成年者と　☐ 同居している。(同居を開始した時期：＿＿＿＿＿年＿＿月～)

☐ 同居していない。

☐ 以前に同居したことがある。

⇒ 時期：(＿＿＿＿＿年＿＿月頃から＿＿＿＿＿年＿＿月頃まで)

(3)　未成年者との家計の状況

現在，未成年者と ☐ 家計が同一である。　☐ 家計は別である。

(4)　※ 未成年者と同居していない方のみ回答してください。

未成年者との交流の頻度　☐ 月に（＿＿）回程度　☐ ２～３か月に１回程度

☐ 半年に１回程度　☐ 年に１回程度

☐ ほとんど会っていない　☐ その他（＿＿＿＿＿＿＿）

４　あなたと未成年者との間で，金銭の貸借，担保提供，保証，立替えを行っている関係がありますか。

・　金銭貸借　☐ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・　担保提供　☐ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・　保証　☐ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・　立替払　☐ なし　☐ あり（具体的な金額，内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※　あなたが立て替えた金銭が「あり」の場合，未成年者に返済を求める意思がありますか。

☐ 返済を求める意思はない。　☐ 返済を求める意思がある。

※　「あり」に該当する項目がある場合は，関係書類（借用書，担保権設定契約書，保証に関する書類，領収書，立替払を示す領収書・出納帳等）のコピーを添付してください。

５　あなたが未成年後見人候補者となった経緯や事情を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　未成年後見人に選任された場合の後見事務の方針等

(1)　未成年者の今後の暮らしについての予定を記載してください。

☐ 未成年者は，当面は現在と同様に暮らしていく予定である。

☐ 未成年者は，転居する予定がある。

⇒ 時期：(令和＿＿年＿＿月頃)　転居先：(＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

(2)　未成年者の今後の監護養育の方針や計画について，具体的に記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3)　今後，未成年者の財産を適正に管理していくための方法や計画について，具体的に記載してください。

_____

_____

_____

7　未成年後見人の選任の手続

未成年後見人の選任の手続について，次のことを理解していますか。理解している事項の□にチェックを付してください。

□ 家庭裁判所が，あなた以外の人を未成年後見人に選任する場合があること。

□ あなたを未成年後見人に選任するとともに未成年後見監督人を選任する場合があること。

□ 誰を未成年後見人に選任するかという家庭裁判所の判断については，不服の申立てができないこと。

8　未成年後見人の役割及び責任

(1)　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料をご覧になるなどして，未成年後見人の役割や責任を理解していますか。

□ 理解している。

□ 理解できないところがある。又は疑問点がある。

（理解できないところや疑問点について記載してください。）

_____

□ 理解できていない。

→　家庭裁判所に備え付けているＤＶＤ，裁判所ウェブサイトの後見ポータルサイト又はその他の説明資料などで，未成年後見人の役割や責任について説明していますので，そちらをご覧になってください。

(2)　あなたが未成年後見人に選任された場合には次のことに同意しますか。

ア　親権者と同一の権利義務があることを踏まえ，未成年者の意思を尊重し，未成年者の心身の状態や生活状況に配慮すること。

イ　未成年者の財産を未成年者以外の者のために利用しないこと。また，投資，投機等の運用をしたり，贈与，貸付をしたり，未成年者に借金や保証（抵当権の設定を含む。）等をさせることがないように誠実に管理すること。

ウ　未成年者の収支状況を把握し，適切に管理すること。

エ　家庭裁判所の指示に従い，書類の提出や定期的な報告を行うなど，未成年後見事務の監督を受けること。

オ　未成年者が成人した際には，同人に管理してきた財産を引き渡すこと。

□ 全てに同意する。

□ 同意できない。又は疑問点がある。

（同意できない理由や疑問点について記載してください。）

_____

財　産　目　録

令和 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

未成年者（ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）の財産の内容は以下のとおりです。

※　以下の１から９までの財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の１から８までの財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**財**産目録の「**１**預貯金・現金」の「No.**２**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**財１－２**」と付記してください。）

※　財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　預貯金・現金

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

No.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普□定□					□
2			□普□定□					□
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合　計								

２　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
合　計						

３　生命保険，損害保険等（未成年者が契約者又は受取人になっているもの）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人	資料
1							□
2							□
3							□

4　不動産（土地）
□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□

5　不動産（建物）
□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積(㎡)	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□

6　債権（貸付金，損害賠償金など）
□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
合　計					

7　その他（原動機付自転車，自動二輪車など）
□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□

8　負債
□　次のとおり　□　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
合　計					

9　遺産分割未了の相続財産（未成年者が相続人となっている遺産）
□　相続財産がある（相続財産目録を作成して提出してください。）
□　相続財産はない（相続財産目録は作成する必要はありません。）
□　不明　　（相続財産目録は作成する必要はありません。）

相 続 財 産 目 録

令和 ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

未成年者（ ＿＿＿＿＿＿ ）が相続人となっている相続財産の内容は以下のとおりです。

※　未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合にのみ提出してください。

※　被相続人（亡くなられた方）が複数いる場合には，この目録をコピーするなどして，被相続人ごとにこの目録を作成してください。

※　以下の相続財産の有無等について該当する□にチェックを付し，その内容を記載してください。

※　以下の相続財産に関する資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，相続財産目録との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**相**続財産目録の「**1**預貯金・現金」の「No.**2**」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**相１－２**」と付記してください。）

※　相続財産の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「№」欄の番号を連続するよう付け直してください。

被相続人の氏名　（ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

未成年者との続柄　（未成年者の ＿＿＿＿＿＿ ）

被相続人が亡くなられた日　（□　平成 ・ □　令和＿＿年＿＿月＿＿日）

未成年者の法定相続分　（ ＿＿＿＿分の＿＿＿＿ ）

遺言書　（□　あり　　□　なし　　□　不明）

1　預貯金・現金

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

※　「口座種別」欄については，普通預貯金や通常貯金等は「普」，定期預貯金や定額貯金等は「定」の□にチェックを付し，その他の種別は下欄の□にチェックを付し，種別の名称を記載してください。

№.	金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	最終確認日	残高（円）	管理者	資料
1			□普□定□					□
2			□普□定□					□
3			□普□定□					□
4			□普□定□					□
5			□普□定□					□
6			□普□定□					□
7			□普□定□					□
8			□普□定□					□
9			□普□定□					□
10			□普□定□					□
現金（預貯金以外で所持している金銭）								
合　　計								

２　有価証券等（株式，投資信託，国債，社債，外貨預金，手形，小切手など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種　類	株式の銘柄，証券会社の名称等	数量，額面金額	評価額（円）	管理者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□
合　　計						

３　生命保険，損害保険等（被相続人が受取人になっているもの）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

４　不動産（土地）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

５　不動産（建物）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	所　在	家屋番号	種　類	床面積(㎡)	備考（現状，持分等）	資料
1						□
2						□
3						□
4						□
5						□

６　債権（貸付金，損害賠償金など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	債務者名（請求先）	債権の内容	残額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　　計					

７　その他（自動車など）

□　次のとおり　□　当該財産はない　□　不明

No.	種類	内容	評価額（円）	備考	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□

８　負債

□　次のとおり　□　負債はない　□　不明

No.	債権者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料
1					□
2					□
3					□
4					□
5					□
合　　計					

【令和3年4月版】

収 支 予 定 表

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　作成者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

未成年者（＿＿＿＿＿＿＿＿＿）の収支予定は以下のとおりです。

※　以下の収支について記載し，資料がある場合には，「資料」欄の□にチェックを付し，当該資料の写しを添付してください。また，収支予定表との対応関係がわかるように，資料の写しには対応する番号を右上に付してください。（例：**収**支予定表の「**１**未成年者の定期的な収入」の「No.**２**遺族厚生年金」の資料の写しであれば，資料の写しの右上に「**収１－２**」と付記してください。）

※　収支の各記載欄が不足した場合には，この用紙をコピーした上で，「No.」欄の番号を連続するよう付け直してください。

１　未成年者の定期的な収入

No.	名称･支給者等	月　額(円)	入金先口座･頻度等	資料
1	遺族基礎年金		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
2	遺族厚生年金		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
3	その他の年金(　　)		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
4	手当(　　)		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
5	給与等		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
6	賃料収入		□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
7			□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
8			□財産目録預貯金No.　　の口座に振り込み	□
収入の合計(月額)　＝		円	年額(月額×12か月)＝	円

２　未成年者の定期的な支出

No.	品　目		月　額(円)	引落口座･頻度･支払方法等	資料
1	生活費	食費･日用品			□
2		通信費		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
3				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
4				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
5				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
6	学費･教育費	校納金(授業料等)		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
7		課外活動費(部費等)		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
8				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
9				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
10				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□

11	交通費	通学定期代			□
12		通勤定期代			□
13				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
14				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
15	療養費	入院費・医療費・薬代		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
16				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
17				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
18				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
19	住居費	家賃		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
20		地代		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
21				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
22				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
23	税金	固定資産税		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
24				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
25				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
26				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
27				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
28	保険料	国民健康保険料		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
29		生命(損害)保険料		□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
30				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
31				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
32	その他	こづかい			□
33				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
34				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
35				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
36				□財産目録預貯金No.　　の口座から自動引き落とし	□
支出の合計(月額)　＝			円	年額(月額×12か月)＝	円

月額　(収入の合計)－(支出の合計)＝　＋・－	円
年額　(収入の合計)－(支出の合計)＝　＋・－	円

親　族　の　意　見　書

１　私は，未成年者（ **氏名**：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）の（ **続柄** ：＿＿＿＿＿＿）です。

２　未成年者の未成年後見人の選任に関する私の意見は以下のとおりです。

候補者（氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿）が選任されることについて
（候補者がいない場合には，家庭裁判所が選ぶ第三者が選任されることについて）
※　候補者氏名については申立人が記入してください。

☐　賛成である。

☐　家庭裁判所の判断に委ねる。

☐　反対である。又は意見がある。
理由は次のとおりである。　※　書ききれない場合には別紙（Ａ４サイズの用紙をご自分で準備してください。）を利用してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（〒＿＿＿－＿＿＿＿）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平日（午前９時～午後５時）の連絡先：電話＿＿＿＿＿（＿＿＿＿）＿＿＿＿＿
（☐携帯　☐自宅　☐勤務先）